

2006年1月から制裁強化された改正独占禁止法が施行されているが、さらにその法律改正問題が本格化してきた。改正法には2年以内の見直し規定が設けられていることによるものである。このような見直しが必要なのであれば、旧法を改正する際に十分な検討を行えばよいのであるが、意見の対立点を解消する努力をせず、改正を急いだための結果である。法的安定性に欠けるものと言わざるを得ない。

この間、建設業界では、入札

談合など刑法や独禁法に違反する行為は行わないとするコンプライアンス（法令順守）徹底への取り組みが行われており、違反行為がなくなれば、新たな改正による独禁法の制裁強化は関係がないとする向きもあるかもしれない。しかし、今回は不当廉売や優越的地位の乱用など不公正な取引方法についても課徴金を導入するなどの見直しを検討されており、経済界始め建設業界としても法改正への動きに対して、十分な対応が必要になっている。

建設業界のコンプライアンス徹底の一連の動きを多くのマスコミは「脱談合宣言」としてとらえて報道した。当初は、「脱談合は本当か」というような懐疑的な見方が多かったようだ。しかし、建設業界の取り組みが本当であることが分かると、一部の一般マスコミは「脱談合」に対する疑念をいつけてきてい

## 建設論評

# 「脱談合」は悪いことなのか

る。激激な方向転換が地方の建設業界に混乱を巻き起こしているとか、建設企業の経営を圧迫しているというような取り上げ方をしている。

マスコミは、公共工事の入札における競争を強く求めてきた。談合の生じる背景はまったく無視して、競争することがもつとも重要だという考え方である。一般競争入札にすれば談合ができにくくなり、競争性が確保されるとして、指名競争入札を批判し、一般競争入札の拡大を主張してきた。

しかし、建設業界が脱談合を目指す姿勢を明らかにして、その実現に向けて取り組み出すと、今度はその競争により生じ

た影響や混乱を取り上げ、脱談合の弊害のよさに指摘しているのだが、これは公共調達制度に関する見識のなさを露呈していると言えるのではないか。言い換えれば、公共調達制度の問題を十分に理解せずに、たんに談合は悪だ、競争をすべきだということを指摘するだけで公共調達の問題がすべて解決するとの短絡した考え方ではないかと思われる。

公共調達市場における競争を十分に理解しない、このような考え方に基づいて、新たな独禁法改正論議がなされていく中で、相変わらず制裁強化だけを求める姿勢には疑問を感じる。

(阪)